

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

令和6年度算定状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	3	2		1	1		1	1	2	1	1	3	16
	日数	27	19		5	6		7	10	15	3	3	14	109
尿路感染症	件数												1	1
	日数												9	9
带状疱疹	件数						1			1			2	4
	日数						10			10			20	40
蜂窩織炎	件数				1									1
	日数				10									10
慢性心不全の増悪	件数													0
	日数													0

件数合計 22 日数合計 168

肺炎	16	胸部レントゲン、採血、投薬、点滴・注射、酸素吸入、細菌検査など
尿路感染症	1	採血、検尿、投薬、点滴・注射、細菌検査など
带状疱疹	4	採血、投薬、点滴・注射、軟膏処置など
蜂窩織炎	1	採血、投薬、点滴・注射、軟膏処置など
慢性心不全の増悪	0	注射又は酸素投与など

【算定条件】

- ・所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ・所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ・所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - 肺炎の者
 - 尿路感染症の者
 - 带状疱疹の者
 - 蜂窩織炎の者
 - 慢性心不全の増悪した者
- ・肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ・慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ・算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用すること等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ・当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。